

公益社団法人愛知労働基準協会  
代表者 殿

愛知労働局長



有害物ばく露作業報告対象物（平成31年対象・平成32年報告）について

化学物質対策に係る行政の推進につきましては、日頃から格段の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況等を把握し、その結果、ばく露によって健康障害が発生するおそれのある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、化学物質対策を効果的に進めていく上で必要なものとして平成18年から行われています。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号。以下「告示」という。）により定められていますが、今般、告示の一部が改正され、下記のとおり平成31年1月1日から同年12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成32年1月1日から同年3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨を御理解の上、円滑に運用されるよう貴団体の会員又は傘下事業場等に対して下記の事項について周知いただき、有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう御協力をお願いいたします。

## 記

### 1 有害物ばく露作業報告制度の概要

安衛則第95条の6の規定に基づき、事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、事業場ごとに安衛則様式第21号の7の有害物ばく露作業報告書（以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提



出しなければならないこと。

## 2 有害物ばく露作業報告の対象となる物

今般の告示の一部改正において新たに有害物ばく露作業報告の対象となる物は、次の表の中欄に掲げる物（以下「対象物」という。）及び対象物を含有する製剤その他の物（対象物の含有量が同表の右欄に掲げる値であるものを除く。以下「製剤等」という。）であること。

コード	物	含有量 (重量%)
243	アスファルト	0.1%未満
244	エチレングリコールモノノルマルブチル エーテル (別名ブチルセロソルブ) (CAS:111-76-2)	0.1%未満
245	オルトクレゾール (CAS:95-48-7)	0.1%未満
246	シクロヘキサノン (CAS:108-94-1)	0.1%未満
247	1,1-ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン) (CAS:75-35-4)	0.1%未満
248	フルフラール (CAS:98-01-1)	0.1%未満
249	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE) (CAS:1634-04-4)	0.1%未満

## 3 有害物ばく露作業報告の期間等

事業者は、平成31年1月1日から同年12月31日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った対象物の量（製剤等を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤等に含有される対象物の量を含む。）が500キログラム以上になったときは、平成32年1月1日から同年3月31日までの間に、所轄労働基準監督署長に報告書を提出しなければならないこと。

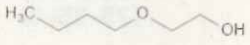
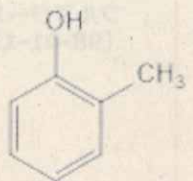
## 4 その他

対象物にかかる情報について、別添1「ばく露作業報告対象物質の主な別名、有害性及び用途の例」として添付いたしますので参考としてください。


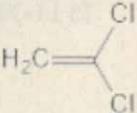
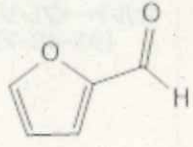


ばく露作業報告対象物質の主な別名、有害性及び用途の例

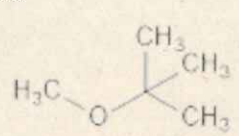
別添 1

	物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (発がん性、生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等)	用途の例(原料等)と 構造型
1	アスファルト	【243】 0.1%未満		<p>【発がん性】 IARC：2A(酸化アスファルト) IARC：2B(道路舗装中の直留瀝青及びその燃焼による業務上のばく露)</p> <p>【GHS】 ストレートアスファルトについて ・強い眼刺激 ・呼吸器への刺激のおそれ ・遺伝性疾患のおそれの疑い ・発がん性が疑われる ・長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系の障害</p> <p>【許容濃度等】 ACGIH：TWA 0.5 mg/m<sup>3</sup> (I) (ベンゼンエアロゾルとして) 産衛学会：(吸入性粉じん) 2 mg/m<sup>3</sup> (総粉じん) 8 mg/m<sup>3</sup> (第3種粉じん:その他の無機及び有機粉じん)</p>	道路舗装材料、ゴム練込み用材料、印刷インキ・塗料・建材・鋳物砂型・舗装材料・防水材料・電気絶縁材料原料、農薬(失効農薬)
2	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ) 【111-76-2】	【244】 0.1%未満	ヒドロキシエチルブチルエーテル、エチレングリコールモノブチルエーテル、2-ブトキシエタノール	<p>【発がん性】 IARC：3 ACGIH：A3</p> <p>【GHS】 ・飲み込むと有害 ・皮膚に接触すると有毒 ・皮膚刺激 ・強い眼刺激 ・吸入すると生命に危険 ・眠気又はめまいのおそれ ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い ・血液系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害 ・長期にわたる、又は反復ばく露による血液系の障害</p> <p>【管理濃度】 25 ppm</p> <p>【許容濃度等】 ACGIH：TWA 20 ppm 産衛学会：20 ppm, 97 mg/m<sup>3</sup>, 皮</p>	塗料、印刷インキ、染料、農薬溶剤  
3	オルトクレゾール 【95-48-7】	【245】 0.1%未満	2-メチルフェノール	<p>【GHS】 ・飲み込むと有害 ・皮膚に接触すると有毒 ・重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷 ・重篤な眼の損傷 ・眠気又はめまいのおそれ ・発がん性が疑われる ・中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓、脾臓、膵臓の障害 ・長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、心血管系、血液系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害</p> <p>【管理濃度】 5 ppm</p> <p>【許容濃度等】 ACGIH：TWA 20 mg/m<sup>3</sup>, Skin 産衛学会：5 ppm, 22 mg/m<sup>3</sup>, 皮</p>	エポキシ樹脂・農薬・酸化防止剤・可塑剤(リン酸トリクレジル等)・フェノール樹脂合成原料、電線ワニス溶剤、消毒液  



	物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (発がん性、生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等)	用途の例 (原料等) と 構造式
4	シクロヘキサノン 【108-94-1】	【246】 0.1%未満	ケトシクロヘキサ ン、オクソシクロヘ キサ、ピメリンケ トン	<p>【発がん性】 ACGIH : A3</p> <p>【GHS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性の液体および蒸気</li> <li>・飲み込むと有害</li> <li>・皮膚に接触すると有毒</li> <li>・吸入すると有毒</li> <li>・皮膚刺激</li> <li>・強い眼刺激</li> <li>・アレルギー性皮膚炎を起こすおそれ</li> <li>・遺伝性疾患のおそれの疑い</li> <li>・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い</li> <li>・呼吸器系の障害</li> <li>・中枢神経系の障害のおそれ</li> <li>・眠気やめまいのおそれ</li> <li>・長期にわたる、または、反復ばく露により中枢神経系、骨の障害</li> </ul> <p>【管理濃度】 20 ppm</p> <p>【許容濃度等】 ACGIH : TWA 20 ppm, STEL 50 ppm, Skin 産衛学会 : 25 ppm, 100 mg/m<sup>3</sup></p>	<p>溶剤, カプロラクタム (合 成樹脂・ナイロン原料) 原 料</p> 
5	1, 1-ジクロロエ チレン (別名塩化ビ ニリデン) 【75-35-4】	【247】 0.1%未満	1,1-ジクロロエテン 二塩化ビニリデン unsym-ジクロルエ チレン	<p>【発がん性】 IARC : 2B ACGIH : A4</p> <p>【GHS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・極めて引火性の高い液体及び蒸気</li> <li>・飲み込むと有害</li> <li>・吸入すると有害</li> <li>・おそらく発がん性がある</li> <li>・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い</li> <li>・神経系、呼吸器、肝臓、腎臓の障害</li> <li>・眠気又はめまいのおそれ</li> <li>・長期にわたる、又は反復ばく露による血液、呼吸器、肝臓、腎臓、生殖器 (男性) の障害</li> <li>・水生生物に有害</li> </ul> <p>【許容濃度等】 ACGIH : TWA 5 ppm, 20 mg/m<sup>3</sup> 産衛学会 : 未設定</p>	<p>合成原料 [家庭用ラップ, 包装用フィルム, その他加 工品, 塩化ビニリデンラテ ックス, 難燃性繊維] 包装フィルム、紙やプラス チックフィルム類のコーテ ィング剤</p> 
6	フルフラール 【98-01-1】	【248】 0.1%未満	2-フランカルボキシ アルデヒド	<p>【発がん性】 IARC : 3 ACGIH : A3</p> <p>【GHS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引火性液体及び蒸気</li> <li>・飲み込むと有害</li> <li>・皮膚に接触すると有毒</li> <li>・皮膚刺激</li> <li>・強い眼刺激</li> <li>・吸入すると生命に危険</li> <li>・発がん性が疑われる</li> <li>・呼吸器、肝臓の障害</li> <li>・長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、肝臓の障害</li> <li>・水生生物に有害</li> <li>・長期継続的影響によって水生生物に有害</li> </ul> <p>【許容濃度等】 ACGIH : TWA 0.2 ppm, 0.8 mg/m<sup>3</sup>, Skin 産衛学会 : 2.5 ppm, 9.8 mg/m<sup>3</sup>, 皮</p>	<p>溶剤、フラン樹脂原料、潤 滑油精製、医薬品原料</p> 



物質名 【CAS】	【コード番号】 報告を要しない 含有率	主な別名	有害性情報 (発がん性、生殖毒性、神経毒性評価等、 管理濃度、許容濃度等)	用途の例(原料等)と 構造式
7 メチルターシャリー ブチルエーテル (別名MTBE) 【1634-04-4】	【249】 0.1%未満	1-メトキシ-1,1-ジメ チルエタン	<p>【発がん性】 IARC : 3 ACGIH : A3</p> <p>【GHS】 ・引火性の高い液体及び蒸気 ・皮膚刺激 ・眼刺激 ・呼吸器への刺激のおそれ ・眠気又はめまいのおそれ</p> <p>【許容濃度等】 ACGIH : TWA: 50 ppm, 180 mg/m<sup>3</sup> 産衛学会 : 未設定</p>	<p>ガソリンのオクタン価向上 剤</p> 

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

[参照]

発がん性評価区分		GHS 有害性情報	
IARC	: 国際がん研究機関 1 ヒトに対して発がん性がある 2A ヒトに対しておそらく発がん性がある 2B ヒトに対する発がん性の可能性がある 3 ヒトに対する発がん性については分類できない 4 ヒトに対しておそらく発がん性がない	GHS	: 「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(国連勧告) 個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととしています。
ACGIH	: 米国産業衛生専門家会議 A1 ヒトに対する発がん性が確認された物質 A2 ヒトに対する発がん性が疑わしい物質 A3 動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトの発がん性との関連が未知の物質 A4 ヒトに対する発がん物質と分類しかなる物質 A5 ヒトに対する発がん性の疑いのない物質	<b>許容濃度等</b>	
NTP	: 米国・国家毒性プログラム K ヒトに対して発がん性があることが知られている物質 R 合理的にヒト発がん性があることが懸念される物質	ACGIH	: 米国産業衛生専門家会議が勧告値として発表している許容濃度(ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度) TWA 8時間時間加重平均 STEL 短時間ばく露限界 C 上限値 (IFV) インハラブル粒子および蒸気 (T) ソーラシック粒子
産衛学会	: 日本産業衛生学会 第1群 人間に対して発がん性のある物質 第2群A 人間に対しておそらく発がん性があると 考えられる物質 (証拠がより十分な物質) 第2群B 人間に対しておそらく発がん性があると 考えられる物質 (証拠が比較的十分でない物質)	産衛学会	: 日本産業衛生学会が勧告値として発表している 許容濃度

※有害性情報、用途の例については、厚生労働省モデルSDSの情報などを参照しています。